

『 特別支援学校教諭1種免許状に別の領域を追加 』

【 前提 】

所要資格として、特別支援学校教諭1種免許状を有すること。
(盲・聾・養護学校教諭1種免許状を含む。)

【 取得要件 】

特別支援学校教諭1種免許状に新たな領域を追加するには、以下の2つの要件を充たす必要があります。

1. 特別支援学校(盲・聾・養護学校を含む)の教員として1年以上の勤務経験を有すること。
→現在有する1種免許状に定められている領域、又は追加しようとする新領域を担任する教員の勤務経験に限る。

※在職年数は、特別支援学校教諭1種免許状取得後の在職年数に限定されません。

2. 特別支援教育に関する科目を、「視覚障害者」、「聴覚障害者」領域を追加する場合は4単位以上、「知的障害者」、「肢体不自由者」、「病弱者」領域を追加する場合は2単位以上、認定講習、又は大学の通信教育等において修得すること。

→必要単位の詳細は以下のとおり。

○「 視覚障害者 」に関する教育領域について追加する場合○

特別支援教育に関する科目	単位種別 必要単位数	関係領域	
	第2欄 (4単位)	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	視覚障害者に関する教育領域(1種用)：1単位
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	視覚障害者に関する教育領域(1種用)：1単位
視覚障害者に関する教育領域のうち任意の科目(1種用)：2単位			

○「 聴覚障害者 」に関する教育領域について追加する場合○

特別支援教育に関する科目	単位種別 必要単位数	関係領域	
	第2欄 (4単位)	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	聴覚障害者に関する教育領域(1種用)：1単位
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	聴覚障害者に関する教育領域(1種用)：1単位
聴覚障害者に関する教育領域のうち任意の科目(1種用)：2単位			

○「知的障害者」に関する教育領域について追加する場合○

特別支援教育に関する科目	単位種別 必要単位数	関係領域
	第2欄 (2単位)	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目
心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		知的障害者に関する教育領域(1種用)：1単位

○「肢体不自由者」に関する教育領域について追加する場合○

特別支援教育に関する科目	単位種別 必要単位数	関係領域
	第2欄 (2単位)	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目
心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		肢体不自由者に関する教育領域(1種用)：1単位

○「病弱者」に関する教育領域について追加する場合○

特別支援教育に関する科目	単位種別 必要単位数	関係領域
	第2欄 (2単位)	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目
心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		病弱者に関する教育領域(1種用)：1単位

注)「知的障害者」、「肢体不自由者」、又は「病弱者」領域を追加する際には、“心理等に関する科目”及び“教育課程等に関する科目”を、それぞれ1単位ずつ修得しなければならない。ただし、“教育課程等に関する科目”並びに“心理等に関する科目及び教育課程等に関する科目の内容を含む科目”を、それぞれ1単位ずつ修得した場合も要件を充たすものとする。